

<p>国鉄改革完遂！      当たり前の労働運動を      前進させよう！      JR 東海労に      結集しよう！</p>	<p>J R      東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部      〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地      N T T 054-284-3608      発行責任者 半場弘恭      2019年9月21日 No.4</p>
--	-------------------------	-----------	--

# 労働時間を考えよう！②

## 2 労働時間の考え方

労働時間とは……

使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます（平成12年3月9日最高裁第一小法廷判決 三菱重工長崎造船所事件）。

1. 使用者の明示的・黙示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間にあたります。
2. 労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断されます。
3. たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。
  - ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
  - ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
  - ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間